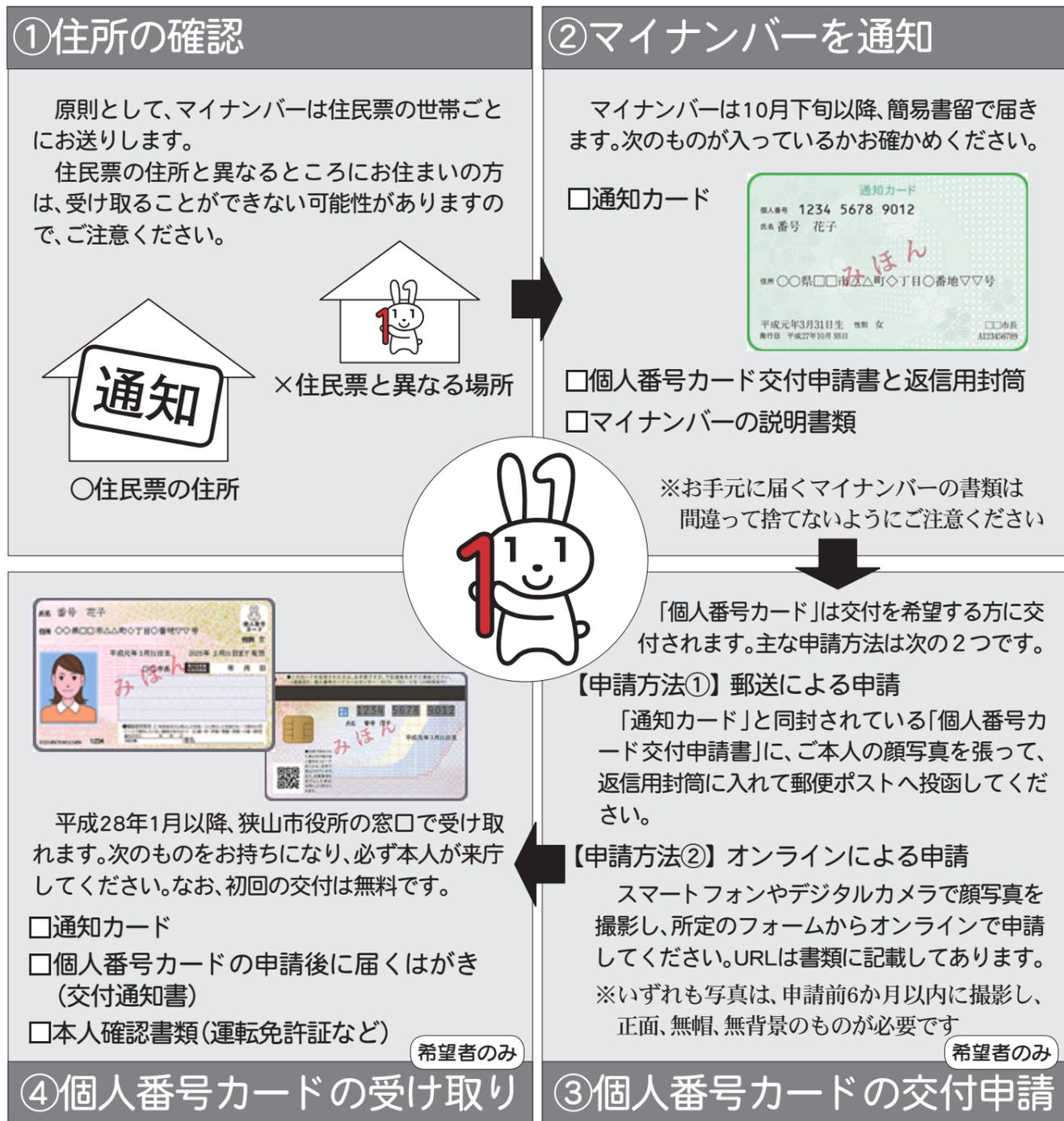


【マイナンバー 4つの大事なポイントと流れ】



「マイナンバー制度」が始まります

広報さやま8月号で、国民一人ひとりに振られる12桁の番号「マイナンバー」の制度やスケジュールをお知らせしました。10月下旬から11月中旬に、マイナンバーの「通知カード」などの書類が住民登録されている住所に届きます。

今月号では、「通知カード」と「個人番号カード」の違いや身分証明書として使える「個人番号カード」の申請方法などについてご案内します。

通知カードと個人番号カード

10月下旬から、12桁のマイナンバーをお知らせする「通知カード」を、住民登録のある住所に簡易書留で世帯ごとにお送りします。

また、平成28年1月以降、希望される方には、本人確認書類などとして利用できる「個人番号カード」を交付します。

◆通知カード(全員に届きます)
通知カードは、紙製の簡易的なカードで、おもて面には、①住所 ②氏名 ③性別 ④生年月日 ⑤マイナンバーが記載されています。有効期限はありませんが、このカードでは法律上義務付けられている本人確認は行えません。

◆個人番号カード(希望者に交付します)

個人番号カードはプラスチック製のICカードで、現在の住民基本台帳カードに代わって、本人確認のための証明や行政機関の独自サービスなどに利用できます。おもて面には、①住所 ②氏名 ③性別 ④生年月日 ⑤顔写真、うら面にマイナンバーが記載されます。ICチップには、①住所 ②氏名 ③性別 ④生年月日のほか、e-Taxなどの電子申請に必要な電子証明書が記録されます。なお、所得や病歴などのプライバシー性の高い個人情報

情報は記録されません。カードの有効期限は、発行日から数えて10回目の誕生日(20歳未満の方は5回目)までです。また、電子証明書(署名用・利用者証明用)の有効期限は発行日から数えて5回目の誕生日までです。

特別な理由で住民票を異動できない方

10月2日(金)までに、現在お住まいの場所に住民登録をすれば、登録地に通知カードが届きます。

ただし、やむを得ない理由により、住民票のある市区町村で通知カードを受け取ることができない方は、送付してほしい住所を登録申請してください。住民登録を変更せずに、送付先を指定することができます。

【登録申請期限】平成27年9月25日(金)

【対象となる方】住所地(住民登録地)で通知カードを受け取ることができない方で、次のいずれかに該当する方です。

- ①東日本大震災により被災し、居所へ避難している方
- ②配偶者などからのDV(ドメスティック・パ

イオレンス)、児童虐待などを理由に、居所を異動している方

③10月5日以降、長期間に渡り、医療機関や施設などに入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住しない方

④前述の①③以外のやむを得ない理由がある方

【登録方法】

「通知カード」の送付先に係る居所情報登録申請書(市民課・各地区センター・各市民サービスコーナーのほか各市区町村の担当課に用意。狭山市ホームページからもダウンロード可)を記入し、必要書類を添えて住所地の担当窓口へ提出してください。郵送申請もできます。

【必要書類】

▼登録を申請する方の本人確認書類
▼登録を申請する方が居所に居住していることを証する書類(賃貸借契約書、医療機関・施設などが発行する証明書、公共料金の領収書など)

※代理申請の場合は、代理人の代理権を証明する書類と代理人の本人確認書類が必要

住民基本台帳カードの交付を終了

マイナンバー制度の開始に伴い、12月で住民基本台帳カード(住基カード)の交付は終了します。そのため、平成27年12月22日(火)17時以降、現在お持ちの住基カードへの電子証明書の搭載手続きはできなくなりますのでご注意ください。

なお、28年(27年分)の確定申告をe-Taxで行う方で、電子証明書の有効期限が申告前までに到来する方は、12月22日(火)までに更新の手続きをお勧めします。

※現行の住基カード及び電子証明書は有効期限まで使用できます

マイナンバーに関する問い合わせ

●制度全般に関すること

- ▼コールセンター(全国共通ナビダイヤル)へ ☎0570・20・0178
- ▼外国語対応電話(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語) ☎0570・20・0291
- ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く9時～17時15分(10月～3月は20時まで延長し、土・日曜日、祝日も17時15分まで受付)。
- つながらない場合は ☎050・3816・9405

●市のマイナンバーの通知と個人番号カードに関すること

- ▼狭山市コールセンター(ナビダイヤル)へ ☎0570・038・078(土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分)
- ※通話料がかかります

問合せ市民課へ内線7020